みやぎ結婚応援パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、結婚を地域社会全体で応援する気運の醸成を図ることを目的として、結婚を予定しているカップルや新婚世帯に対する各種割引及び優待等の結婚応援サービス(以下「サービス」という。)を提供する店舗等を登録するとともに、新婚世帯等に対し、サービス利用時のパスポートを発行するみやぎ結婚応援パスポート事業(以下「事業」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 結婚応援パスポート 利用者が結婚応援パスポートサイト(以下「サイト」という。)上で入手し、協賛 店舗からサービスを受けるために提示するものをいう。
 - (2) 協賛店舗 事業の趣旨に賛同し、サイトから登録した企業・店舗等をいう。
 - (3) 利用者 宮城県内に在住の新婚世帯等のうち、サイトから利用登録を行った者をいう。
 - (4) 新婚世帯等 2年以内に婚姻を予定している婚約カップル及び婚姻してから2年以内の世帯を いう。

(県の事務)

- 第3 県は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 利用者及び協賛店舗の登録等に関すること。
 - (2) サイトの運営に関すること。
 - (3) 事業の周知に関すること。
 - (4) その他事業の推進に関すること。

(利用登録の手続き)

- 第4 利用登録を希望する新婚世帯等は、スマートフォン又はパソコン等からサイトにアクセスし、各種情報を登録することにより、パスポートを入手するものとする。
- 2 前項により入手できない者は、県が別途パスポートを発行するものとする。

(パスポートの利用等)

- 第5 利用者は、その使用に当たり、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1)協賛店舗が提供するサービスを受ける際は、原則として、パスポートを提示すること。
 - (2) パスポートの有効期限は、婚姻日又は婚姻予定日から2年を経過する日の前日までとなること。

(パスポートの管理)

- 第6 県からパスポートの発行を受けた者は、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 自己の責任において、パスポートを管理すること。
 - (2) パスポートを、他人に譲渡、貸与しないこと。
 - (3) パスポートの紛失・盗難等による損害等についての責任を負うこと。

(利用登録の取消し)

第7 県は、利用者が別に定める利用規約に違反した場合、又は利用状況が事業の趣旨にそ ぐわないと認められる場合は、その登録を取り消すことができる。

(協賛店舗の登録)

- 第8 事業に協賛しようとする企業及び店舗は、サイトから登録申請するものとする。
- 2 県は、前項による申請があったときは、以下の基準により審査するものとする。
 - (1) 原則として、宮城県内に活動拠点(本社又は営業所等)を有していること。
 - (2) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しない団体であり、かつ暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に該当しない団体であること。ただし、第2条第5号に該当する店舗は除くも のとする。
 - (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としない団体であること。
 - (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められる団体でないこと。
- 3 県は、前項により、協賛店舗として適当であると認めた場合は登録承認を行うものと する。

(事業配布物)

- 第9 県は、登録承認が完了した協賛店舗に対し、速やかに事業配布物を送付するものとする。
- 2 協賛店舗は、協賛を廃止するときは、廃止の日以降、事業配布物を掲示してはならない。
- 3 協賛店舗は、事業配布物の複製や他人への譲渡・貸与等の行為をしてはならない。

(協賛店舗の責務)

- 第10 協賛店舗は、利用者がパスポートを提示した場合は、協賛店舗が自ら定めたサービスを提供するものとする。なお、サービス内容は協賛店舗が自ら任意に定めたものとし、協賛店舗がサービス提供に当たって、事前にその内容を公表した上で条件を付すことは差し支えないものとする。
- 2 協賛店舗は、次に掲げるものをサービスとして提供してはならない。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (2) 宗教性のあるもの、政治性のあるもの。
 - (3) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの。

(登録の変更及び廃止)

- 第11 協賛店舗は、登録内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、サイトから速やかに県に申請するものとする。
- 2 県は、前項による変更又は廃止の申請があったときは、第8の2の規定により審査し、 変更又は廃止を承認するものとする。

(協賛店舗登録の取消し)

第12 県は、協賛店舗が協賛規約に違反した場合、協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと県が判断した場合又は協賛店舗の閉店等に伴いサービスの提供がされないことが明らかであると県が判断した場合には、協賛店舗としての登録を取消し、サイト上に掲載中の情報の削除を行うことができる。

(デザインの使用等)

- 第13 パスポート及び事業配布物のデザインは、国、地方公共団体及び協賛店舗に限り、 自己の広報印刷物やウェブサイト等に使用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の場合は、その使用を認めない。
- (1) 事業のイメージを損なうおそれのあるもの
- (2) 法令または公序良俗に反する恐れがあるもの
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの
- (4) デザインを商品化することを目的とするもの
- (5) その他、県が不適切と認めるもの

(事業の停止)

第14 県は、利用者及び協賛店舗に事前に通知することなく、本事業を停止することができる。

(個人情報の保護)

第15 県は、利用登録情報、協賛店舗登録情報等、事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)に基づき、取り扱うこととする。

(自己等に関する免責)

第16 県は、協賛店舗と利用者との間の取引等には一切関与しないものとし、事業に関連 して協賛店舗に何らかの損害、損失又は費用が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償 する責任を一切負わないものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。